

小金井市緑地保全及び緑化推進条例の一部を改正する条例（案）

小金井市緑地保全及び緑化推進条例（昭和58年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）第2条第1項に規定する保存樹又は保存樹林及び同条第3項各号に掲げる樹木又は樹木の集団については、適用しない。

第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（民間施設の緑化の指導等）

第20条 市長は、事業者に対し、市長の定める基準に基づき緑化の指導及び助言を行うことができる。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。